

第2章

土地利用に関する基本方向

土地は、市民生活と生産活動の基盤であり、かつ、限られた資源であることから、それぞれの地域における自然的、社会的、経済的な諸条件を活かした有効利用が求められます。

このため、北海道土地利用基本計画で定められた地域区分に基づき、適正な土地利用とそれぞれの地域間の調整に努めながら、北斗市のまちづくりを進めます。

(1) 都市地域

都市地域は、一体の都市として総合的に開発・整備し、保全する必要がある地域です。

土地利用については、低・未利用地の有効利用、良好な都市環境の確保と形成、及び安全で機能的な都市基盤の整備等に配慮します。

既存市街地については、土地利用の高度化を促進するとともに、市街化区域において今後新たに必要とされる宅地については、民間企業の活力を活かしつつ、計画的な土地利用を図ることを基本とします。

(2) 農業地域

農業地域について、農用地として利用すべき地域は、総合的な農業振興を図る必要がある地域です。

土地利用については、農地が食料生産にとって重要な基盤であることから、極力その保全と有効利用を図るとともに、次代につながる最も効果的な活用方法も考慮しつつ、集団的な優良農地の保全、農業の担い手への農地集約化を推進します。

その他の農地は、保全に努めつつ、農業と地域振興との調和を図りながら適切な土地利用を進めます。

(3) 森林地域

森林地域は、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域です。

土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能や、国土保全、水源のかん養、保健休養、二酸化炭素の吸収、生物多様性など自然環境の保全等の公益的機能を通じて、市民生活に大きく寄与していることなどから、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する諸機能が最高度に発揮されるようその整備及び保全を図るものとします。